

# 福岡県公報

平成二十年四月十四日  
第二千八百十号  
増刊 ①

## 目次

規則(第四十一号)

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

(行政経営企画課) ……………

## 規則

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年四月十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十一号

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成六年福岡県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「信託法」を「公益信託二関スル法律」に、「第六十八条」を「第一条第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号及び第五号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第七号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第十五条を削る。

第十四条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第二十八条とする。

第十三条の見出しを「(公益信託終了の報告等)」に改め、同条中「直ちに、次の各号に掲げる書類を添付して、報告書」を「終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十七条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を知事に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十二条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十一条を第二十五条とし、第十条を第二十四条とする。

第九条を削る。

第八条の見出し中「申請」を「請求」に改め、同条中「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第二百三十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条

第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十一条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、解任請求書を知事に提出しなければならない。

。

一 解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十二条 利害関係人は、信託法第二百九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、選任請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 任務終了の事由を記載した書類
- 二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第五号に掲げる書類  
(信託の終了の請求)

第二十三条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、終了請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第七条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条各号列記以外の部分中「法第四十九条第一項及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者」を「新たな受託者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号及び第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十四条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、命令請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類  
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十五条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならぬ。

ればならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概念を記載した書類
- 二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十六条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする理由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十七条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、解任を請求する理由を記載した書類を添えて、解任請求書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第十八条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下「信託財産法人管理命令」という。）を請

求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、命令請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類
- 第六条中「受託者若しくはその相続人」を「委託者」に、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五十八条第四項及び法第八条」に改め、同条を第十二条とする。
- 第五十条中「第七十一条」を「第七条」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(検査役の選任の請求)

第十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、選任請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する理由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類
- 第四十条の見出しを「(信託の変更)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第七十条」を「第五十条第一項」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項各号及び同条第二項中「信託条項」を「信託」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の四條を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第六条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の変更案及び変更の理由を記載した書類
- 二 信託の新旧の比較対照表
- 三 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第八号)の規定(同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

2 前項の信託の変更の内容が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書並びに財産目

録を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第七条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手續を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手續を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を示す書類及び新旧対照表

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他  
信託法の定める新規信託分割の手續を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第五号から第八号までの規定は、前項の許可を受けようとする受  
託者について準用する。この場合において、同条第七号中「引受け」とあるのは「新  
規信託分割」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「事業年度」を「信託事務年度」に、「次の各号に」を「次に」に改  
め、同項各号中「年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に  
次の一条を加える。

(財産移転の報告)

第三条 法第二条第一項の許可を受けた受託者は、遅滞なく、前条第三号の財産の移転  
を受け、その移転を終了した後一月以内にこれを証する書類を添えて、その旨を知事  
に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円(税込・郵便料別)